

議案第67号

職員の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年12月15日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

地方公務員法の一部改正により、60歳を超える職員の給与の特例を定めること等に
伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和32年二宮町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第7項中「号給」との次に「し、60歳を超える職員に係る当該年齢に達した日の直後の4月1日以後の昇給に関する同項の規定の適用については、同項中「4号給（給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が6級である職員にあつては、3号給）」とあるのは「0号給」とを加え、同条第11項を次のように改める。

11 法第22条の4第1項に規定する定年前提任用短時間勤務職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前提任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前提任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前提任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年二宮町条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前提任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第7条の4第3項第2号中「応じ」の次に「、支給単位期間につき」を加え、「短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

第10条中「短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第3項及び第16条第2項各号中「再任用職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

第16条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第6条」を「第4条第2項から第10項まで、第6条」に、「再任用職員」を「定年前提任用短時間勤務職員に」に改める。

附則に次の8項を加える。

17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第19項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。

18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 二宮町職員の定年等に関する条例（昭和59年二宮町条例第3号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
 - (3) 二宮町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 19 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第21項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（任命権者が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第1項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第1項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、任命権者の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 22 附則第19項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、任命権者の定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 23 附則第19項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第15条第5項（第16条第4項において準用する場合も含む。）の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料の

額の合計額」とする。

- 24 附則第17項から前項までに定めるもののほか、附則第17項の規定による給料月額、附則第19項の規定による給料その他附則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

別表第1中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

「

再任用 職員	181,600	208,100	246,800	265,600	304,800	345,100
-----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」を

「

定年前 再任用	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
短時間 勤務職 員	円 181,600	円 208,100	円 246,800	円 265,600	円 304,800	円 345,100

」に改める。

別表第2中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

「

再任用 職員	187,300	198,000	215,900	236,000	265,700
-----------	---------	---------	---------	---------	---------

」を

「

定年前 再任用	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
短時間 勤務職 員	円 187,300	円 198,000	円 215,900	円 236,000	円 265,700

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員がこの条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、当該暫定再任用職員の勤務時間を二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年二宮町条例第1号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第15条第3項、第16条第2項第2号及び第16条の2の規定を適用する。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第7条の4第3項第2号並びに第10条第2項及び第3項の規定を適用する。
- 7 前5項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、任命権者が定める。

(議案第67号) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(初任給及び昇給の基準等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 55歳(給料表(2)の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級である職員にあっては、3号給)」とあるのは「2号給」とし、<u>60歳を超える職員に係る当該年齢に達した日の直後の4月1日以後の昇給に関する同項の規定の適用については、同項中「4号給(給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級である職員にあっては、3号給)」とあるのは「0号給」とする。</u></p> <p>8～10 (略)</p> <p>11 <u>法第22条の4第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年二宮町条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>(初任給及び昇給の基準等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 55歳(給料表(2)の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級である職員にあっては、3号給)」とあるのは「2号給」とする。</p> <p>8～10 (略)</p> <p>11 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p><u>(短時間勤務職員の給料月額)</u></p> <p><u>第4条の2 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、前条第1項から第3項及び第11項の規定による給料月額に、二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年二宮町条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>
<p>(通勤手当)</p> <p>第7条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 通勤手当の額は、月の初日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定め</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第7条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 通勤手当の額は、月の初日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定め</p>

改正後	改正前
<p>る期間（以下「支給単位期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項第2号に掲げる職員 次に掲げる交通用具の使用距離の区分に応じ、<u>支給単位期間</u>につき、それぞれ次に定める額（<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア～ス (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>3 <u>定年前提任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 (略)</p>	<p>る期間（以下「支給単位期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項第2号に掲げる職員 次に掲げる交通用具の使用距離の区分に応じ、それぞれ次に定める額（<u>短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア～ス (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>短時間勤務職員</u>が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>3 <u>短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則の定める基準にしたがって定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100（特定幹部職員にあっては、100分の120）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特定幹部職員にあっては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第16条の2 <u>第4条第2項から第10項まで、第6条、第7条及び第7条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～16 (略)</p> <p>17 <u>当分の間、職員の給料月額</u>は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第19項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則の定める基準にしたがって定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100（特定幹部職員にあっては、100分の120）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特定幹部職員にあっては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(<u>再任用職員</u>についての適用除外)</p> <p>第16条の2 <u>第6条、第7条及び第7条の3の規定は、再任用職員は適用しない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～16 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。</u></p> <p>18 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>二宮町職員の定年等に関する条例（昭和59年二宮町条例第3号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員</u></p> <p>(3) <u>二宮町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u></p> <p>19 <u>法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第21項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（任命権者が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p>20 <u>前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第1項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第1項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p> <p>21 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当</u></p>	

改正後								改正前							
<p>該職員の受ける給料月額のほか、任命権者の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>22 附則第19項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、任命権者の定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>23 附則第19項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第15条第5項（第16条第4項において準用する場合も含む。）の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料の額の合計額」とする。</p> <p>24 附則第17項から前項までに定めるもののほか、附則第17項の規定による給料月額、附則第19項の規定による給料その他附則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p>								<p>別表第1（第3条関係）</p>							
給料表(1)								給料表(1)							
	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級		級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給								号給						
定年前再任用短時間勤務	(略)							再任用職員以外の職員	(略)						

改正後							改正前						
職員 以外 の 職員													
	定年前再任 用短時間勤 務職員	基準給料月額 円 181,600	基準給料月額 円 208,100	基準給料月額 円 246,800	基準給料月額 円 265,600	基準給料月額 円 304,800	基準給料月額 円 345,100	再任用職員	181,600	208,100	246,800	265,600	304,800
別表第2（第3条関係）							別表第2（第3条関係）						
給料表(2)							給料表(2)						
	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級		級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
定年前再任 用短時間勤 務職員	(略)						再任用職員 以外 の 職員	(略)					

改正後						改正前					
員 以 外 の 職 員											
	定年前再任 用短時間勤 務職員	基準給料月額 円 <u>187,300</u>	基準給料月額 円 <u>198,000</u>	基準給料月額 円 <u>215,900</u>	基準給料月額 円 <u>236,000</u>	基準給料月額 円 <u>265,700</u>	再任用職員	<u>187,300</u>	<u>198,000</u>	<u>215,900</u>	<u>236,000</u>